

**介護付有料老人ホーム医療法人生寿会メロウごきそ
(短期利用)特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護
運営規程**

(事業の目的)

第 1 条 医療法人生寿会が開設する介護付有料老人ホーム医療法人生寿会メロウごきそ(以下「事業所」という。)が行う(短期利用)特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の事業(以下「事業」という。)の 適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員又は 介護職員、機能訓練指導員及び計画作成担当者(以下「生活相談員等」という。)が、要介護状態(介護予防にあつては要支援状態)にある高齢者に対し、適正な(短期利用)特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第 2 条 (短期利用)特定施設入居者生活介護の提供に当たって、事業所の生活相談員等は、(短期利用)特定施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、要介護状態となった場合でも、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう援助を行う。

2 介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たって、事業所の生活相談員等は、介護予防特定施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、要支援状態となった場合でも、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第 3 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称 介護付有料老人ホーム医療法人生寿会メロウごきそ

所在地 名古屋市昭和区御器所二丁目 9 番 7 号

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

管理者 1 名以上

管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

従業者

生活相談員 1 名以上 ・ 看護職員 2 名以上 ・ 介護職員 12 名以上

看護職員及び介護職員は、要介護者等の指定特定施設入所者生活介護の提供を行うが、要介護者等のサービス利用に支障がないときは、要介護者等以外の入所者にサービスの提供を行う。

機能訓練指導員 1 名以上 ・ 計画作成担当者 1 名以上 ・ 事務員 1 名以上

従業者は、(短期利用)特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の提供を行う。

(入所定員及び居室数)

第5条 (短期利用)特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の入所定員及び居室数は次のとおりとする。

- ① 有料老人ホーム 43 名のうち、特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の定員は 43 名とする。
- ② 居室数 43 室のうち、特定施設入所者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の居室は 43 室とする。
- ③ 短期利用特定施設入居者生活介護の居室は空いている居室を使用するものとし、居室数は最大で 4 室、入居定員は 4 人までとする。

(短期利用)特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の内容及び利用料等

第6条 (短期利用)特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の内容は次のとおりとし、(短期利用)特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該(短期利用)特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護が法定代理受領サービスであるときは、利用者の介護保険負担割合証に記載された割合に応じた額とする。

- ① 入浴(毎日)、排せつ、食事等介護及び日常生活上の世話
 - ② 日常生活動作の機能訓練(週 2 回)
 - ③ 療養上の世話
 - ④ 健康チェック(月 1 回)
- 2 利用者の選定による介護その他日常生活上の便宜に要する費用は、実費を徴収する。
- 3 おむつ代として尿取りパット 39 円、紙おむつ 186 円、パンツ式おむつ 220 円を徴収する。
- 4 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。
- 5 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第 7 条 生活相談員等は、利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- ① 規則を守り、他の迷惑にならないようにする。
- ② 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。

(緊急時等における対応方法)

第 8 条 生活相談員等は、(短期利用)特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第 9 条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

(その他運営についての留意事項)

第 10 条 事業所は、生活相談員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後 3 カ月以内
 - ② 継続研修 年 1 回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人生寿会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は平成 24 年 3 月 1 日から施行する。

この規程は平成 24 年 6 月 1 日から施行する。

この規程は平成 24 年 9 月 1 日から施行する。

この規程は平成 25 年 3 月 1 日から施行する。

この規程は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は平成 27 年 6 月 1 日から施行する。

この規程は平成 27 年 8 月 1 日から施行する。

この規程は平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

この規程は平成 29 年 6 月 1 日から施行する。

この規程は平成 30 年 6 月 1 日から施行する。

この規程は平成 30 年 8 月 1 日から施行する。

この規程は令和元年 6 月 1 日から施行する。

この規程は令和元年 10 月 1 日から施行する。

この規程は令和 2 年 6 月 1 日から施行する。

この規程は令和 3 年 6 月 1 日から施行する。

この規程は令和 4 年 6 月 1 日から施行する。